

株式会社 ○○○○ 御中

助成金診断
結果レポート

Answer & Advice

はじめに

このたびは「助成金受給可能性診断」をご利用いただきまして、ありがとうございます。

近頃よく耳にする「公的助成金制度」をご存知でしょうか？

公的助成金は一定の受給要件に該当していれば受給できるものであります。

しかし、「内容がむずかしい」「手続きが面倒」といったことで、活用されていないのが現状のようです。

ここでは「公的助成金」の概略を簡単にご説明致します。

□公的助成金とは？

- 女性の活躍を推進した場合
- 高齢者の方を雇用した場合
- 非正規社員を正社員にした場合
- 職場環境の改善を図った場合 …など

一定の労働条件・環境の整備をすることにより、
国からの資金の助成を受ける制度です。

今回診断の対象としている公的助成金の財源は、
事業主の方が支払っている雇用保険料の一部です。



雇用保険の適用事業所であることが前提です。

よって、積極的に活用しない手はありません！

□助成金の受給に当たっての注意点

- 書類の整理をしておきましょう。
申請にあたり、就業規制や賃金台帳など法律で定められている書類の提出が、求められる場合があります。
- 事前に計画書の作成と提出が必要な場合があります。
助成金によっては事前にさだめられた期間内に計画書の提出が義務付けられている場合もありますのでご注意ください。
- 常に最新の情報をインプットしておきましょう。
賃金の一部を助成する助成金では、毎年8月に法律により根拠となる額が見直されますので、ご注意ください。
- 主たる事業所（本社）でまとめて申請するものもあります。
本社や支店といくつかの事業所がある場合に、主たる事業所（おおむね本社）で、まとめて申請しなければならない場合もあります。
- 助成金間での調整がある場合もあります。
受給できる助成金がいくつか該当する場合でも、そのうち一つしか受給できないよう調整されることがありますのでご注意ください。
- 専門家である社会保険労務士がご相談に応じます。
実際に助成金を受給するにあたり、ご不明な点やご質問がございましたら、専門家の社会保険労務士にご相談ください。

アンケートにお答え頂いた結果、貴社におかれましては以下の助成金を受給できる可能性が高いと思われます。

1. キャリア形成促進助成金（一般型訓練）

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させる訓練（政策対応型訓練以外の訓練）を実施する事業主に対し賃金および経費の一部が助成されます。

2. キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）

正規雇用または無期雇用に移換または直接雇用する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用に移換した場合に事業主に対し賃金の一部が助成されます。

3. トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主に対し賃金の一部が助成されます。

4. 職場定着支援助成金（個別企業助成コース）雇用管理制度助成

労働者の労働環境の向上を図るため、雇用管理改善につながる制度等を導入し、実施した事業主に対し、賃金及び経費の一部が助成されます。

5. 企業内人材育成推進助成金（個別企業助成コース）教育訓練・職業能力評価制度

事業主が継続して人材育成に取り組むために、教育訓練制度または職業能力評価制度を新たに導入し、その制度に基づき労働者に人材育成を実施した事業主に対し、経費の一部が助成されます。

6. キャリアアップ助成金（多様な正社員コース）

多様な正社員についての制度を新たに規定し、適用する事業主に対し、賃金の一部が助成されます。

7. キャリア形成促進助成金（若年人材育成コース）

訓練開始日において、雇用契約締結後5年以内かつ35歳未満の若年労働者を対象とする訓練を実施する事業主に対し賃金および訓練経費の一部が助成されます。

8. キャリア形成促進助成金（成長分野等人材育成コース）

成長が期待できる健康・環境等の重点分野の業務を行う従業員を育成するための訓練を実施する事業主に対し賃金および経費の一部が助成されます。

9. 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）

育児休業を取得する労働者の代替要員を確保し、かつ育児休業終了後、対象労働者を原職または原職に相当する職に復帰させた事業主に対して助成されます。

10. キャリア形成促進助成金（熟練技能育成・承継コース）

熟練技能者の指導力強化や熟練技能者による技能承継のための訓練、認定職業訓練を受講させる事業主に対し賃金の一部が助成されます。

キャリア形成促進助成金（一般型訓練）

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させる訓練（政策対応型訓練以外の訓練）を実施する事業主に対し賃金および経費の一部が助成されます。

受給できる事業主

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. OFF-JTにより実施される訓練であること
（事業主自ら企画・実施する訓練、または教育訓練機関が実施する訓練）
2. 助成対象訓練時間が20時間以上であること
3. 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画を作成して、その計画の内容を雇用する労働者に対して周知していること
4. 職業能力開発推進者を選任し都道府県職業能力開発サービスセンターに選任届を提出していること
5. 訓練実施計画届を都道府県労働局に提出していること
6. 従業員に職業訓練などを受けさせる期間中も、所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金額を支払っていること
7. 訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日までの間に、事業主の都合による離職、または一定の割合を超えた特定受給資格者となる離職者がいないこと

受給内容

OFF-JT	経費助成（※1）	訓練に要した経費（※3）の1/3
	賃金助成（※2）	受講者1人当たり1時間400円

※1 1人1コース当たりの限度額は、訓練時間が20時間以上100時間未満の場合は7万円、100時間以上200時間未満は15万円、200時間以上は20万円。

※2 1人当たりの賃金助成時間数の限度は、1コースにつき、原則1,200時間。

※3 対象となる経費は以下のとおりです。

- ①事業所内で自ら訓練を行う場合…部外講師の謝金（限度額1時間当たり3万円）、施設・設備の借り上げ料、教材費など
- ②事業外の教育訓練機関で訓練を行う場合…入学金、受講料、教科書代
- ③職業能力検定、キャリア・コンサルティングに要した経費

取り扱い機関

労働局

キャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）

正規雇用または無期雇用（以下「正規雇用等」という）に転換または直接雇用（以下「転換等」という）する制度を規定し、有期契約労働者等（※1）を正規雇用等に転換した場合に事業主に対し賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 有期契約労働者等を面接または筆記試験等により正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換するコースを労働協約または就業規則等に規定して適用すること
2. 1による転換は対象労働者本人の同意に基づく制度として運用していること
3. 1により転換された労働者を当該転換または直接雇用の前日から起算して過去3年以内に正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員または無期雇用労働者として雇用したことがないこと
4. 1により転換された労働者を転換後6ヵ月以上の間継続雇用し、その賃金を支給していること
5. 1により転換された労働者が社会保険の加入要件を満たす場合、社会保険の被保険者となっていること
6. 支給申請日において当該コースを継続して運用していること
7. 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に基づき、キャリアアップ計画（※2）を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
8. 転換日の前日から起算して6ヵ月前の日から、1年を経過する日までの間に、事業主の都合による離職、または一定の割合を超えた特定受給資格者となる離職者がいないこと

※1 有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者（短時間労働者、派遣労働者を含みます）。

※2 有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、①対象者、②目標、③期間、④目標達成のための事業主が講ずる措置等を予め記載したものです。

受給内容

転換の種類	助成額	対象者が母子家庭の母等、 または父子家庭の父の場合	派遣労働者を正規雇用労働者 として直接雇用した場合
有期→正規	1人当たり40万円（50万円）	10万円加算	10万円加算
有期→無期	1人当たり15万円（20万円）	5万円加算	—
無期→正規	1人当たり25万円（30万円）		30万円加算

（ ）内は中小企業事業主に対する助成です。

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所

トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を、公共職業安定所または職業紹介事業者等の紹介により、試行的に雇用する事業主に対し賃金の一部が助成されます。

受給できる事業主

次の**いずれにも**該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 職業経験、技能、知識等から安定した職業に就くことが困難な求職者を、公共職業安定所、地方運輸局または職業紹介事業者の紹介により採用すること
2. 1の求職者は次のいずれかに該当すること
 - (1) これまでに就労経験のない職種または業務に就くことを希望する者
 - (2) 学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業（※1）に就いていない者
 - (3) 離転職を繰り返している者（※2）
 - (4) 直近で1年を超えて失業している者
 - (5) 妊娠、出産または育児を理由として離職したものであって、紹介日前において安定した職業についていない期間が1年を超えている者
 - (6) その他の就職援助を行うに当たって特別の配慮を要する者（※3）
3. 1の求職者を1週間の所定労働時間が30時間（※4）を下回らない条件で、原則3カ月のトライアル雇用（※5）をすること
4. 公共職業安定所または地方運輸局から紹介を受ける前に対象者を雇用する約束をしていないこと
5. 代表者または取締役の3親族以内の親族ではない対象者を雇い入れること
6. トライアル雇用開始日前日から起算して6カ月前の日からトライアル雇用終了日までの間に事業主都合による解雇等をしていないこと、または一定割合の特定受給資格者を出していないこと
7. トライアル雇用開始日前日から起算して過去3年間対象者を雇用したことがないこと

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同等であること。

※2 過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態にあり、今後は長期的に安定した就業を希望する者。

※3 母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節・日雇労働者、ホームレス等。

※4 日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレスは20時間。

※5 求職者の業務適性等を見極め、事業主と求職者の相互理解を促進するために、一定期間試行的に雇用することをいいます。

受給内容

1人当たり 月額4万円（最長3ヵ月）

※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり月額5万円（最長3ヵ月）

取り扱い機関

公共職業安定所